

湖北広域行政事務センター告示第9号

湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例第9条第2項に規定するセンター管理者が定める一般廃棄物の分別の区分およびセンターの処理施設への搬入の方法の一部を次のように改正する。

令和7年10月1日

湖北広域行政事務センター 管理者 松居 雅人

湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例第9条第2項に規定するセンター管理者が定める一般廃棄物の分別の区分およびセンターの処理施設への搬入の方法の一部を改正する告示

湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例第9条第2項に規定するセンター管理者が定める一般廃棄物の分別の区分およびセンターの処理施設への搬入の方法（平成11年湖北広域行政事務センター告示第7号）の一部を次のように改正する。

本則第1項の表及び第2項の表中「第1プラント」を「エコパーク湖北」に改める。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。